

鳥取県告示第116号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
智 頭 町	平成15年度から 平成22年度まで	智頭町(大字大背の一部)の 地籍図及び地籍簿	智頭町大字大背の 一部	平成24年2月28日